

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年11月6日提出
【発行者名】	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水嶋 浩雅
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号
【事務連絡者氏名】	山口 節一
【電話番号】	03-6843-1413
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	東証グロース 2 5 0 E T F
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	300億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年10月6日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）において、ファンド名称および対象指数名称の変更に伴い、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

< 訂正前 >

東証マザーズ E T F（以下「ファンド」といいます。）

2023年11月6日より、当ファンドの対象指数の名称が「東証マザーズ指数」から「東証グロース市場 250 指数」に変更となる予定です。

この変更に伴いまして、当ファンドの信託約款につきまして、ファンド名称および投資方針に記載の指数名称の変更を行う予定です。

< 訂正後 >

東証グロース 2 5 0 E T F（以下「ファンド」といいます。）

2023年11月6日付でファンドの名称を「東証マザーズ E T F」から「東証グロース 2 5 0 E T F」に変更しました。（以下同じ。）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

<訂正前>

東証マザーズETF（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）は、東証マザーズ指数を対象指標とし、株価指数先物取引の買い建て、または対象指標に採用されている株式への投資、あるいは株価指数先物取引の買い建てと対象指標に採用される株式への投資のいずれも行うことにより、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指します。

<訂正後>

東証グロース250ETF（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）は、東証グロース市場250指数を対象指標とし、株価指数先物取引の買い建て、または対象指標に採用されている株式への投資、あるいは株価指数先物取引の買い建てと対象指標に採用される株式への投資のいずれも行うことにより、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指します。

ファンドの基本的性格

<訂正前>

1）商品分類

（略）

2）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株式 一般	年1回	グローバル	日経225
大型株	年2回	日本	
中小型株	年4回	北米	
債券 一般	年6回	欧州	TOPIX
公債	(隔月)	アジア	
社債	年12回	オセアニア	
その他債券 クレジット属性 ()	(毎月)	中南米	その他 (東証マザーズ 指数)
不動産投信	日々	アフリカ	
その他資産 ()	その他 ()	中近東 (中東)	
資産複合 (株式、中小型株、 債券、公債、その 他資産(株価指数 先物取引))		エマージング	
資産配分固定型			
資産配分変更型			

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、株価指数先物取引のうち東証マザーズ指数を対象とするものを主要投資対象としております。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（資産複合（株式、中小型株、債券、公債、その他資産（株価指数先物取引）））資産配分変更型と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

（略）

<訂正後>

1) 商品分類

（略）

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株式 一般	年 1 回	グローバル	日経 225
大型株	年 2 回	日本	
中小型株	年 4 回	北米	
債券 一般	年 6 回	欧州	
公債	(隔月)	アジア	TOPIX
社債	年 12 回	オセアニア	
その他債券	(毎月)	中南米	
クレジット属性 ()	日々	アフリカ	
不動産投信	その他	中近東	その他
その他資産	()	(中東)	(東証グロース市 場 250 指数)
資産複合 (株式、中小型株、 債券、公債、その 他資産 (株価指数 先物取引))		エマー ジング	
資産配分固定型			
資産配分変更型			

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、株価指数先物取引のうち東証グロース市場250指数を対象とするものを主要投資対象としております。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（資産複合（株式、中小型株、債券、公債、その他資産（株価指数先物取引）））資産配分変更型と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

（略）

ファンドの特色

< 更新後 >

■主要投資対象

株式や公社債等、短期金融資産を投資対象とし、株価指数先物取引などのデリバティブ取引を利用します。

※ 東証グロース市場250指数について

東証グロース市場250指数は、主にマザーズ市場[®]に上場していた内国普通株式及びグロース市場に上場する内国普通株式を対象とする時価総額加重型で算出される株価指数です。株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社が算出・公表しています。算出方法は2003年9月12日の時価総額を1,000ポイントとして、その後の時価総額を指数化したものです。

基準日：2003年9月12日

基準値：1,000ポイント

※ 旧東京証券取引所マザーズ（2022年4月4日の新しい市場区分へと再編以前の東京証券取引所マザーズ）をいいます。

※ 東証グロース市場250指数の著作権等について

- ① 東証グロース市場250指数の指数値及び東証グロース市場250指数に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証グロース市場250指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証グロース市場250指数に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
- ② JPXは、東証グロース市場250指数の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証グロース市場250指数の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証グロース市場250指数に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。
- ③ JPXは、東証グロース市場250指数の指数値及び東証グロース市場250指数に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証グロース市場250指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ④ JPXは、東証グロース市場250指数の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPXは、東証グロース市場250指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
- ⑤ 当ファンドは、JPXにより提供、保証又は販売されるものではありません。
- ⑥ JPXは、当ファンドの購入者又は公衆に対し、当ファンドの説明又は投資のアドバイスをする義務を負いません。
- ⑦ JPXは、当社又は当ファンドの購入者のニーズを東証グロース市場250指数の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではありません。
- ⑧ 以上の項目に限らず、JPXは当ファンドの設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

取引所における売買

上 場 日	2018年2月1日
上 場 市 場	東京証券取引所
売 買 単 位	10口単位
手 数 料	申込みの取扱会社が独自に定める金額

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは取扱会社へお問い合わせください。

■投資方針

- ①当ファンドは、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指して、東証グロース市場 250 指数（以下「対象指数」といいます。）を原資産とする株価指数先物取引の買い建て、または対象指数に採用されている株式への投資、あるいは同株価指数先物取引の買い建てと対象指標に採用される株式への投資のいずれも行います。
- ②株価指数先物取引の買い建てを行う際、日本国債に投資することがあります。
- ③次に掲げる場合には、上記の方針に沿うよう、信託財産の構成を調整することがあります。
 - a. 対象指数の計算方法が変更された場合
 - b. 対象指数に採用されている銘柄の変更または資本異動等により、対象指数における個別銘柄の時価総額の修正が行われた場合
 - c. 追加信託ならびに一部解約の指図を行う場合
 - d. その他、流動性を維持するために委託会社が必要と認めた場合
- ④市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

■投資制限

株式への投資割合	株式への投資割合には、制限を設けません。
投資信託証券への投資割合	信託財産の総額の5%以内とします。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引の指図	わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

■分配方針

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

信託財産から生ずる配当等収益（受取配当金、配当株式、受取利息、貸付有価証券に係る品賃料およびその他の収益金の合計額から支払利息を控除した額をいいます。）から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。なお、売買益が生じても、分配は行いません。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として毎年7月8日を決算日とします。

○ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

- ・受益権が上場されます。
下記の金融商品取引所で売買することができます。
東京証券取引所
売買単位は10口単位です。
手数料は申込みの取扱会社が独自に定める金額とします。
取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは取扱会社へお問い合わせください。

（２）【ファンドの沿革】

< 訂正前 >

2018年1月31日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

2018年 2月 1日

- ・ファンドの受益権を東京証券取引所へ上場

< 訂正後 >

2018年1月31日

・ファンドの信託契約締結、運用開始

2018年 2月 1日

・ファンドの受益権を東京証券取引所へ上場

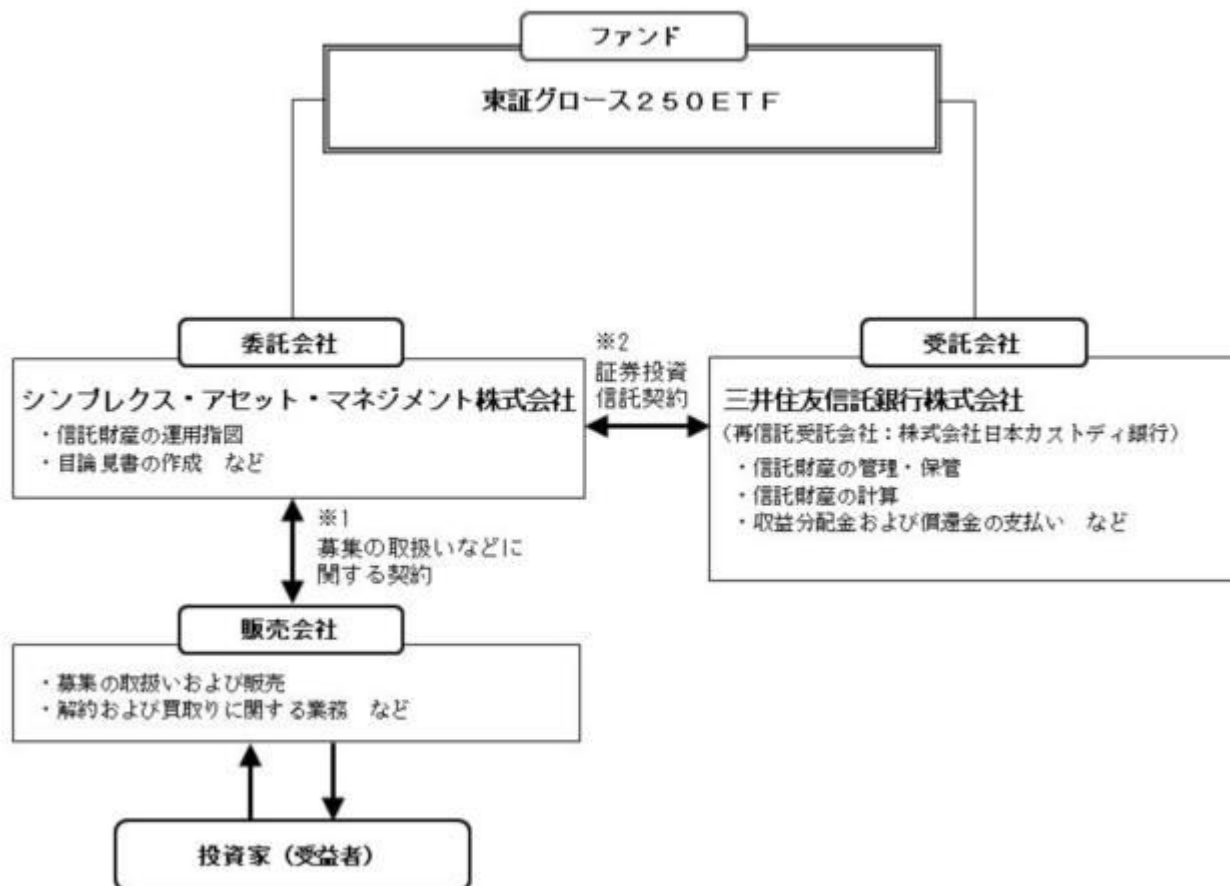
2023年11月6日

・ファンド名称を「東証マザーズETF」から「東証グロース250ETF」に変更

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

<更新後>



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行う募集の取扱い、解約および買取りに関する業務の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

<訂正前>

この信託は、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指して、東証マザーズ指数を原資産とする株価指数先物取引の買い建て、または東証マザーズ指数に採用されている株式への投資、あるいは同株価指数先物取引の買い建てと対象指標に採用される株式への投資のいずれも行います。株価指数先物取引の買い建てを行う際、日本国債に投資することがあります。

次に掲げる場合には、上記の方針に沿うよう、信託財産の構成を調整することがあります。

a. 東証マザーズ指数の計算方法が変更された場合

- b. 東証マザーズ指数に採用されている銘柄の変更または資本異動等により、東証マザーズ指数における個別銘柄の時価総額の修正が行われた場合
 - c. 追加信託ならびに一部解約の指図を行う場合
 - d. その他、連動性を維持するために委託会社が必要と認めた場合
- ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

2023年11月6日より、当ファンドの対象指数の名称が「東証マザーズ指数」から「東証グロース市場250指数」に変更となる予定です。

この変更に伴いまして、当ファンドの信託約款につきまして、ファンド名称および投資方針に記載の指数名称の変更を行う予定です。

< 訂正後 >

この信託は、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指して、東証グロース市場250指数（以下「対象指数」といいます。）を原資産とする株価指数先物取引の買い建て、または対象指数に採用されている株式への投資、あるいは同株価指数先物取引の買い建てと対象指標に採用される株式への投資のいずれも行います。

株価指数先物取引の買い建てを行う際、日本国債に投資することがあります。

次に掲げる場合には、上記の方針に沿うよう、信託財産の構成を調整することがあります。

- a. 対象指数の計算方法が変更された場合
- b. 対象指数に採用されている銘柄の変更または資本異動等により、対象指数における個別銘柄の時価総額の修正が行われた場合
- c. 追加信託ならびに一部解約の指図を行う場合
- d. その他、連動性を維持するために委託会社が必要と認めた場合

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

3【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

< その他の留意点 >

< 訂正前 >

- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の設定及び一部解約の受付を中止することがあります。

・対象指標と基準価額のかい離リスク

当ファンドは、東証マザーズ指数を対象指標とし、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指しますが、以下のような要因により、対象指標の変動率と完全に一致した運用成果をお約束するものではありません。また、対象指標と基準価額が一致することを保証することはできません。

- a. 東証マザーズ指数の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の流動性の低さなどから、対象指標と同じタイミングでポートフォリオの調整をすることができず、また調整に相当の期間を要してしまい、結果としてポートフォリオと対象指標の構成銘柄および構成比率が異なり、対象指標の変動率と一致しなくなる可能性があり、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じることがあります。
- b. 東証マザーズ指数の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があり、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じることがあります。

c. ~ h. (略)

(略)

<訂正後>

- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の設定及び一部解約の受付を中止することがあります。

- ・対象指標と基準価額のかい離リスク

当ファンドは、東証グロース市場250指数を対象指標とし、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指しますが、以下のような要因により、対象指標の変動率と完全に一致した運用成果をお約束するものではありません。また、対象指標と基準価額が一致することを保証することはできません。

- a. 東証グロース市場250指数の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の流動性の低さなどから、対象指標と同じタイミングでポートフォリオの調整をすることができず、また調整に相当の期間を要してしまい、結果としてポートフォリオと対象指標の構成銘柄および構成比率が異なり、対象指標の変動率と一致しなくなる可能性があり、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じることがあります。
- b. 東証グロース市場250指数の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があり、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じることがあります。

c. ~ h. (略)

(略)

4【手数料等及び税金】

(4)【その他の手数料等】

<訂正前>

~ (略)

(略)

1. ~ 10. (略)

11. ファンドにおいて、約款に定める基本方針に沿う運用を行うために必要な東証マザーズ指数の指数値、構成銘柄、構成比率などの情報の入手に要する費用

(略)

~ (略)

(略)

<訂正後>

~ (略)

(略)

1. ~ 10. (略)

11. ファンドにおいて、約款に定める基本方針に沿う運用を行うために必要な対象指数の指数値、構成銘柄、構成比率などの情報の入手に要する費用

(略)

~ (略)

(略)

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(5)【その他】

<訂正前>

信託の終了（繰上償還）

1)～2) (略)

3) (略)

イ) (略)

ロ) 東証マザーズ指数が廃止された場合、公示性または市場性が失われたとき、継続性を失わせるような改定が行われたとき等で、それに代わる新たな対象指標を定めることができない場合

ハ)～ヘ) (略)

4) (略)

～ (略)

<訂正後>

信託の終了（繰上償還）

1)～2) (略)

3) (略)

イ) (略)

ロ) 対象指数が廃止された場合、公示性または市場性が失われたとき、継続性を失わせるような改定が行われたとき等で、それに代わる新たな対象指標を定めることができない場合

ハ)～ヘ) (略)

4) (略)

～ (略)